

平安時代の国の検田

佐藤 泰弘

【要約】平安時代に国司が行った土地調査である検田について、まず、一一世紀を中心として三種類の帳簿を検討した。①馬上帳は検田使が野外で書き取る帳簿で、郡ごとに作られた。条里坪方式で坪ごとに耕地の作付状況や収穫状況、耕作者、課税の有無が記されている。②検田目録は馬上帳を基にして作られる田数の集計簿である。①②の作成過程で荘園領主の持つ免税証が審査される。③④は毎年作るべきものであるが、実際には国司の初任年に限られていた。⑤負田検田帳は徴税単位である負田(名)ごとに、作付された田数を条里坪方式で示した帳簿で、毎年作られて検田所の監査を受けた。③は負田ごとの課税される田数を算定するとともに、負田の納税額を決済する時にも使用された。ついで、一一世紀の検田手続は令制下の作柄調査をもとに一〇世紀後半に形成され、一二世紀に国司の初任検注へと変化していくことについて論じた。

史林 七五巻五号 一九九二年九月

序章 收取制度と検田

検田とは最も一般的な言い方をすれば田地を調査することである。検田収納と言われるように、検田は収納とともに平安時代の收取制度の骨格を構成した。当該期の收取制度を考える上で、国(国衙・国司)の行った検田の特質を説明することは不可欠である。

戸田芳実氏は一〇世紀末から一二世紀にかけての收取制度を負名体制として論じた際、検田の特徴について以下のように述べている。^①「その当時の国衙による検田は、作付を行なった耕地Ⅱ見作田と実在の作人を毎年把握し、その実態に応じて官物収納量を確定するために、また一方、庄園や私領の免除の範囲を見作にしたがって定めるために、原則として毎

年行なわれるべきものであったと考えられる。」これを批判・発展させた研究は以下各章における考察のなかで取り上げ
るが、検田の手続が十分に具体化されているとは言いがたい。^②

坂本賞三氏は免除制度の研究に基づき、校班田の際に土地調査を行う権限が一〇世紀初頭に太政官から国司に委譲され、
国司の検田権が成立すると論じた。^③一方森田悌氏は、令制下で毎年行われた損田調査(作柄調査)が検田に繋がると論じて
いる。^④国司が実施し、収取に直結する土地調査は、校班田よりも損田調査が相応しい。国の検田は太政官から委任された
ものではなく、国司が本来的に持つ権限に由来すると考えられる。

史料を通覧すれば検田が問題となっているのは一〇世紀後半以降である。このことを森田氏は一〇世紀後半に検田収納
行政が強化されると表現した。^⑤村井康彦氏は一〇世紀において国衙の徴税台帳が田籍から検田帳へ変化すると論じ、大石
直正氏は一〇世紀末・一一世紀初に郡・郷の收納所・検田所が成立することを明らかにした。^⑦損田調査から検田への変化
を念頭に置きながら、検田の強化を具体化する必要がある。

坂本氏は一二世紀になると国司検田が行われなくなり、かわりに一國検注が行われるようになることを指摘している。^⑧
富沢清人氏も「中世検注の特色は、諸国ごとに実施された検田がその施行目的・方法を変質させる過程で形成されてきた」と述べている。^⑨しかし検田から検注へ変化するという指摘以上に考察が深められていない。

国の検田は一〇世紀後半に強化され、一二世紀には検注へと引き継がれる。検田が収取制度の重要な一環を構成し、国
が積極的に検田を行った時期は、一一世紀を中心とした期間だ。本稿では、馬上帳・検田目録・負田検田帳という三種類
の検田帳に着目し、一〇世紀末から一二世紀初頭を中心とする時期の検田の手続きを明らかにする。検田の結果作成され
る検田帳には検田の特質が凝縮されていると考えられるからである。そして令制下の損田調査から検田への展開と、検田から
検注への変化についても概観したい。

① 戸田「国衙領の名と在家について」『日本領土制成立史の研究』、岩

波書店、一九六七年。発表一九五八年。引用は二四九頁。

② 佐々木宗雄「十世紀の土地支配―検田を中心に―」（『日本史研究』二六七、一九八四年）においても検田の手続きは具体的ではない。平安時代の検田を考える場合、富沢清人「中世検注の特質」（『日本史研究』二二三、一九八二年）に代表される中世検注の研究に学ぶ点が多いが、平安時代の史料に即して考察する必要があることは言うまでもない。

③ 坂本『日本王朝国家体制論』（東京大学出版会、一九七二年）。

④ 森田「古代検田についての小考」（『北陸史学』二四、一九七五年）。

⑤ 森田「撰関期政治動向の考察」（『平安時代政治史研究』、吉川弘文館、一九七八年。発表一九七七年）二四〇頁。なお赤松俊秀「領主と

作人」（『古代中世社会経済史研究』、平楽寺書店、一九七二年。発表一九六六年）三八一頁も参照。

⑥ 村井「名成立の歴史的前提」（『歴史学研究』二一五、一九五八年）。

⑦ 大石「平安時代の郡・郷の収納所・検田所について」（『豊田武教授還暦記念会編』『日本古代・中世史の地方的展開』、吉川弘文館、一九七三年）。

⑧ 坂本『日本王朝国家体制論』三二六頁。

⑨ 富沢「検注と田文」（網野善彦・石井進・稲垣泰彦・永原慶二編『講座日本荘園史』二、吉川弘文館、一九九一年）三三〇頁。

第一章 馬 上 帳

大和国栄山寺・弘福寺は表Iに示したように永祚二（九九〇）年から延久四（一〇七二）年まで、国司交替のたびに国衙に牒を送り、寺領の免除を申請している。^① 両寺は免除の根拠となる官符・国判を副え、寺領の所在する条里坪付と坪内の寺領面積を一つ一つ記した牒を国衙に送った。国衙の田所では、坪ごとに見作面積（作付面積）と寺田面積とを調べて寺牒に朱筆で記入し、牒の袖には調査の結果を朱書した―田所丹勘―。これに基づいて国司が牒の奥に免除の可否の判定を記した―国判―。免除領田制である。^②

長久二（一〇四二）年栄山寺牒の国判に「長久二年馬上帳見作」と記されているように（表I検田帳欄、No.15）、見作面積はその年に作られた馬上帳に基づいている。九九〇年から一〇七二年まで国司初任の年に馬上帳が作成されたことを確認することができる（表I国欄）。本章では馬上帳について検討する。

検田は馬に乗った検田使が行なった。『今昔物語集』には、陸奥守平孝義の郎党が検田の使として国に下り、田に立って検田している時に、泥の中に地藏菩薩像が埋っているのを見つけ、急いで馬から降りてそれを引き出させたという説話

〈表1〉 柴山寺牒・弘福寺牒

No	年(西暦)月日	寺名	郡	検田帳	国	『平』	『五』
1	永祚2(990)11/21	柴山寺	宇智	除目録帳之残	○	341	7
2	正暦5(994)9/9	柴山寺	宇智・十市・広瀬	除検田目録/勘免目録	○	359	8
3	長保4(1002)11/25	柴山寺	宇智・十市・広瀬	検田之日雖除目録	○	474	17
4	寛弘3(1006)9/21	柴山寺	宇智・十市・広瀬	引勘省図并馬上帳, 見作	○	443	11
5	寛弘3(1006)11/20	弘福寺	高市・十市・広瀬 山辺	(田所丹勘前欠)	○	444	
6	寛弘6(1009)10/10	柴山寺	広瀬	馬上帳見作	◎	449	12
7	寛弘6(1009)12/20	柴山寺	宇智	馬上帳見作	◎	451	13
8	長和2(1013)9/10	柴山寺	宇智	(田所丹勘前欠)	○	471	16
9	長和2(1013)11/9	弘福寺	高市・十市・広瀬 山辺	(田所丹勘前欠)	○	473	
10	寛仁1(1017)9/25	柴山寺	宇智・十市・広瀬	無馬上注	○	478	18
11	治安1(1021)9/27	柴山寺	宇智・十市・広瀬	馬上帳見作	○	484	19
12	万寿2(1025)11/5	柴山寺	宇智・十市・広瀬	勘省図并馬上帳, 見作	○	503	20
13	長元2(1029)9/28	柴山寺	宇智・十市・広瀬	勘省図并馬上帳, 見作	○	516	21
14	長元9(1036)11/	柴山寺	宇智・十市・広瀬	(前欠)	◎	572	22
15	長久2(1041)12/	柴山寺	宇智・十市・広瀬	引勘省図并長久二年馬上帳, 見作 長久二年馬上之帳見作		595	23
16	永承1(1046)11/28	柴山寺	宇智・十市・広瀬		○	638	24
17	永承5(1050)11/13	柴山寺	宇智・十市・広瀬	引勘省図并馬上帳, 見作 永承五年馬上見作	○	684	25
18	永承5(1050)閏10/	弘福寺	高市・十市・広瀬 山辺	引勘省図并馬上帳, 見作	○	683	
19	天喜2(1054) /	柴山寺	宇智・十市・広瀬	引勘省図并馬上帳, 見作	○	724	26
20	天喜2(1054)11/23	弘福寺	高市・十市・広瀬 山辺	(前欠)	○	723	
21	康平2(1059)3/25	柴山寺	宇智・十市・広瀬	引勘省図并馬上帳, 見作		925	27
22	延久4(1072)11/	弘福寺	高市・十市・広瀬 山辺	引勘省図并馬上帳, 見作	◎	1089	

那欄について。柴山寺は正暦五年以降、宇智・十市・広瀬の三ヶ郡に散在する寺領の免除を申請しているが、寛弘六年・長和二年は郡ごとに免除申請し、寛弘六年の広瀬部分、長和二年の十市郡・広瀬部分は牒が失われたものと思われる。国欄の◎印は記録類によってその年の国司補任が確認できるもの、○印は前後の補任関係から推定できるものである。№6・7は三月四日、№14は一〇月一四日、№14は翌年から四年の任期とする。『平』一八五には「八月以後臨時拜除之吏自明年被計歴」と見える。米田雄介「柴山寺領と南家藤原氏」(『日本歴史』二二二, 一九六七年)、宮崎康充編『国司補任』(統群書類従完成会)を参照した。№21は康平元年が国司初任年であり、免除申請が遅れたものと思われる。『平』欄は『平安遺文』の文書番号、『五』欄は『五条市史』下の文書番号。

が収められている。^③ この説話は検田使が馬に乗って田に立つ様子がありありと伝えている。

a 当時御任今年国検田使、臨_ニ田頭_ニ之日悉以収公、付_テ負段米并田率米色々雜物_一勘責。

長和二（一〇一三年）、弘福寺は国検田使が田頭に臨む日に収公したと訴えている（No. 9 a）。田頭に臨むという表現は『今昔物語集』の検田の場面を髣髴とさせる。「検注使が馬を乗り入れて丈量作製した検注帳のことはまた馬上帳ともよばれていた」と、今井林太郎氏が説明しているように、馬上帳の名称は検田使が馬に乗って検田したことに由来する。馬上帳は検田使が主体となって作られる検田帳であることを確認しておきたい。^④

国の馬上帳は残されていない。戸田氏は保延元（一二三五年）一月日寛御厨検田馬上帳を傍証としつつ、「検田帳の要項は、見作田の所在・坪付と面積、そのうちの得田・損田（および荒地河成）の面積、作人の名称である」と論じている。^⑤ 以下、この見解を確認・補足・修正する。

馬上帳は郡ごとに作られた。^⑥ 一〇世紀末期に郡郷制は改編される。しかし検田使は旧来の郡ごとに派遣され、また検田使・書生・郡司によって構成される検田所も旧来の郡ごとに設置された。^⑦ 馬上帳も旧来の郡ごとに作成されたと考えられる。栄山寺は寛弘六（一〇〇九年）一月に広瀬郡、一二月に宇智郡の寺領免除を申請している（No. 6・7）。寺領の大部分が所在する宇智郡の免除申請が遅れているが、検田が終わった郡から免除を申請したのではなからうか。

馬上帳は栄山寺牒・弘福寺牒のように条里坪順で書き上げられた寺領の免除審査に用いられており、条里坪方式で記された帳簿であることがわかる。

b 二三代国司、号_テ不_レ寄_ニ四_三至_三可_レ寄_ニ条里_一、元来無_ニ条里_一深山之中、水湿之便開作山里、俄出_ニ条里_一号_テ益乘里田_一、以_テ百步_一勘_ニ益_一一段、付_テ租税所執之地、簡_ニ暴悪不調之人_一、為_テ使人_一之致_ニ苛責_一。

紀伊国では一〇世紀末から一一世紀初にかけて、条里のない山中に開発した水田を益乘里と号して検田している（b）。^⑧ 益乘里は実際の条里地割ではなく、帳簿上の条里表示であると思われる。水野章二氏は国の検田における土地表示の方法

として条里に注目しているが、馬上帳の書式も条里である。^⑪

近江国では長元八(一〇三五)年一〇月、僧祈円が志賀郡検田使の「作田勘益・雑事等」を免除することを求めている。^⑫
bにも見えた勘益(田数の増額)が問題とされており、検田使が積極的に田数を定めていることがわかる。馬上帳には検田使の定めた田数が記されたのである。

馬上帳には田地のみが記されたのではない。柴山寺牒に見える馬上帳に基づく田所丹勘のうち、「乍一反」は見作田一反を表している。「乍五反白」は見作畠五反、「乍四段三百歩白一段百廿歩」は見作が四段三〇〇歩、そのうち畠が一段二〇歩のことである。木村茂光氏は十市郡の寺領が曾我川の自然堤防上に営まれた安定的な畠地であることを明らかにした。^⑬水田を軸とした表記であるが、畠も馬上帳に記載されている。そのほか「荒」という丹勘もあり、年荒・常荒の区別は未詳であるが、馬上帳には荒田も記されている。丹勘には、馬上帳に見作の記載が見当らないことを意味する「不注作」が多い。ただし寛仁元年柴山寺牒(N_o10)の「寺内一段」に付された「無馬馬上注」という丹勘(馬上帳に記載の無いことを表す)に照すと、「不注作」の坪でも馬上帳には何等かの記載(馬上注)があったと考えられる。荒田が記されていたのかもしれない。

木村氏は安定的な畠地が馬上帳に記されているので、畠地にも官物が課されたと考えている。^⑭この点について元興寺三論供家領近江国愛智荘の事例を検討する。元興寺三論供家は永承七(一〇五二)年一〇月と翌八年正月の二回にわたって、愛智荘の免除を申請した。^⑮二回目は一回目で免除されなかった寺領の追加免除を申請したものである。この二回の免除手続では、大和国の場合と同じように、馬上帳による見作調査や国図による寺田認定が行われた。^⑯二回目の坪付には柴山寺牒・弘福寺牒と同じく詳細に田所丹勘が加えられている。計五一ヶ坪の丹勘は以下の五種に分類できる。

① 「乍四反大先免了」……二〇ヶ坪

② 「乍六反半不入」……一八ヶ坪

- ③「不入作三反半序土一反」……四ヶ坪
 ④「作二反土也」……七ヶ坪
 ⑤「荒」……二ヶ坪

まず耕作状況を示す部分（破線部）を検討する。①や②は見作田を表している。③や④の「序土」や「土」は大和国では見えなかったが、「土」は畠のことで、④は見作畠を表しており、③は「序」の解釈が難しいが、坪内に見作田と見作畠が混在することを表していると推定できる。そのほかに⑤には荒田も見えるので、馬上帳の記載地目は大和国と同じく見作田・荒田ということになる。

次に先免・不入を検討する（傍点部）。①の先免は一回目の申請で免除されたことを表している。②③の不入は、不入が先免と重ならないこと、榮山寺牒に「不入先判二」の丹勘があることから、先免に入らずを略したものであると考えられる。二回目の免除では合残田（一回目に免除された坪の中で免除されずに残されている見作田）を追加免除しており、先判の有無は免除の可否を判定する重要な基準である。先判の有無は見作田が存在する坪（①②③）に記されているが、見作田のない坪（④⑤）には記されていない。これは見作田以外がそもそも官物の賦課基準ではないからであると考えられる。見作畠は馬上帳に記されていても荒田と同様に官物の賦課基準ではないことを、国衙自らが表明しているのである。馬上帳には課税の有無に関係なく、坪毎の耕作状況が記録されているのだ。

天喜二（一〇五四）年八月、伊賀守小野守経は黒田荘出作田を検田するために自ら入部したが、黒田荘工夫は検田の前に早田の収穫を終えていた。天喜四年三月、国衙が天喜二年分の官物納入を命じたことに対し、工夫は、天喜二年の検田の際に作田が損耗させられたので官物を納入できないと訴えた。この訴えに対して国衙の税所では天喜二年の名張郡検田累帳を調べ、次のように答申した。^①

。檢去天喜二年名張郡検田累帳、注件黒田柚住人等并公郷内所被没官作田卅六町五反へ長屋村十八丁百八十歩、下津名張村五

丁五反小、築瀬村六丁二反大、矢川村十六丁六反大者。其内所被刈納二十八町六反百八十步、郡司則佐所領給廿七町八反百八十步へ長屋村十八丁百八十步、築瀬一丁四反、矢川村八丁四反者。其内至于郡司則佐預廿七町八反百八十步二者、乍在収公内、不進其稷稻。然而没官内也。其外各以前刈取限者、被注付彼作人名二已了。然而有事牢籠之間、依不弁其官物、今年准傍例、所徴下也。更非収公田之内。所申既左道也。裁許須隨判定。

検田前に刈り取った作田は作人の名前を注し付けている。その分の官物徴収を命じたのであり、官物納入の命令は正当であると税所は回答している（波線部）。この税所勘文の中で、稲を刈り取った個々の作人の名前と刈り取った作田数とともに把握されていることに注意したい。検田累帳は馬上帳を集計した目録であり（後述）、作田数・作人名は馬上帳に基づいていると思われる。ここに見える作人は、稲を收穫し官物納入の義務を負った耕作者である。戸田芳実氏は作人が負名であると解釈したが、稲垣泰彦氏によると負名は名を単位とする徴税の「請負人」であり、土地の占有者・用益者（領主・作人）とは区別すべきである。国は馬上帳に名を記すことにより、官物を納入すべき耕作者を把握しているのだ。

長和二（一〇一三）年に弘福寺は検田使が田頭に臨む日に寺領を収公したことを訴え（a）、「不_レ論_三作否_三皆為_三寺田_一之」という国判を得た（No.9）。検田使が田頭に臨むとは野外で馬上帳を作成する場を表しており、収公の手続きも馬上帳の作成に即して具体的に考える必要がある。一一世紀において官物の賦課基準となる土地は公田と呼ばれており、収公とは公田として官物を収取することである。天喜二（一〇五四）年七月二十八日美濃守高階業敏請文案に「不_レ輸_三公田_一を分かち難し」と見えるように、公田は不輸租田と対立し、課税の有無を問題としている。合残公田からも明らかのように、収公・公田は領主権を否定していないことに注意しておきたい。長和二年の弘福寺領収公の場合、一〇世紀後半の検田では検田帳に公田・乗田と注されていることや（後述）、この弘福寺の申請に対する国判が寺田と為せと命じていることを考えると、検田使は馬上帳に寺田と記すべきところを公田と記したのであろう。馬上帳には寺田・公田の区別、一般化すれば不輸租田・公田の区別が記されており、収公とは馬上帳に公田と記すことであつたと考えられる。

馬上帳には得田・損田・川成等も記されていたと推定される（後述）。したがって馬上帳は検田使が郡ごとに作成した条里坪付方式による検田帳であり、坪ごとに耕作状況（見作田畠・荒田・川成）と面積、見作田については収穫状況（得田・損田）と面積が記され、作人の名前、そして不輸（寺田等）・公田の区別も記されていた、とまとめることができる。^⑫

- ① 岡田隆夫「柴山寺領の形成過程」（井上充真博士還暦記念会編『古代史論叢』下、吉川弘文館 一九七八年）も指摘しているように、柴山寺牒は改竄が多い。柴山寺所蔵原本・国立歴史民俗博物館所蔵原本の写真によった。以下第一・二章で表Ⅰに掲げた史料に言及する際は出典として表の№を示す。柴山寺牒・弘福寺牒は正確に言えば国司初任年の文書が残されているのであるが、初任年以外に免除申請が行われた徴証は№2の田所丹勤に見える。「正暦三年」の国符以外にはない。初任年の国判は任中は有効であったと思われるので、免除申請は初任年に限られていたと考えられる。№3は国衙の田所での審査が略されている。
- ② 免除手続は坂本『日本王朝国家体制論』第一編第一章に詳しい。
- ③ 『今昔物語集』卷一七・五番、『国司補任』によると陸奥守平孝義は治安三（一〇三三）年から長元年（一〇三八）年まで見任である。
- ④ 今井「馬上免と馬上帳」（『日本歴史』一五六、一九六一年）。
- ⑤ 検田の際には検田使のほかにも郡司も重要な役割を果している。たとえば承保二（一〇七五）年四月三日山城国珍皇寺所司大衆解案（『平安遺文』一一一〇。以下『平安遺文』は『平』と略す）には「更郡司并国検田使等馬上注一分加役不候」とあるように、馬上帳の作成に検田使と並んで郡司が見えている。しかし検田の主体は検田使であり、郡司はそれを補佐したと思われる。大石「平安時代の郡・郷の収納所・検田所について」参照。
- ⑥ 『平』一三三三三。
- ⑦ 戸田「国衙領の名と在家について」二四九頁。戸田氏は他に天喜四年三月二七日伊賀国黒田荘工夫等解（『平』七八）等も用いている。
- ⑧ 佐藤泰弘「古代国家徴税制度の再編」（『日本史研究』三三九、一九九〇年）。
- ⑨ 大石「平安時代の郡・郷の収納所・検田所について」一三一頁。大石氏は慎重に保留しているが、管見の限りでも検田の実施・検田使の派遣・検田所の設置は郡を単位としている。郡ごとに検田使が派遣され、馬上帳の作成を担当したと思われるが、実際の検田（馬上帳の作成）は郡をいくつか区分して行ったと思われる。なお永祚二（九八八）年一月八日尾張国郡司百姓等解では郡ごとに派遣された検田使が郷ごとに検田している（『平』三三三九。一二世紀後半になると、郷司が伊賀国網田荘出作田の検田枚目録を作成し（『平』三八一六）、「検注諸郷」（『平』補四〇三）と見えるように、郷・郷司が見える。
- ⑩ 寛弘元（一〇〇四）年九月二五日太政官符案（『平』四三三〇）。
- ⑪ 水野「丹波国大山荘の現況調査」（『日本歴史』四七六、一九八八年）一三三頁、「二つの中世村落」（『日本史研究』三二〇、一九八八年）二五頁。また金田章裕「国図の条里プランと荘園の条里プラン」（『日本史研究』三三二、一九九〇年）一二頁も参照。
- ⑫ 馬上帳は条里坪順に記した帳簿であると思われるが、その詳細は未詳である。なお本章注⑩参照。
- ⑬ 長元八年（一〇月八日）僧折円解（『平』五四六）。
- ⑭ 木村「中世成立期における畠作の性格と領有関係」（『日本史研究』

一八〇、一九七七年)。木村氏の比定地は岡田「栄山寺領の形成過程」により修正されているが論旨には影響ない。

⑮ 木村「中世成立期における畠作の性格と領有関係」二三頁。長沢洋氏は二世成成期に官物が賦課された畠地は水田が一時的に畠として営まれた特殊な場合であることを論証し、木村氏の見解を修正した。しかし馬上帳に記されると官物が課されるという理解は木村氏と同じである(「中世的地目としての「畠」の成立」、『史学研究』一五二、一九八一年)。

⑯ 永承七年一〇月日元興寺三論供家領近江国愛智荘坪付注進状(『平』六九五)、永承八年正月日元興寺三論供家領近江国愛智荘坪付注進状(『平』六九八)。当時の近江守は藤原泰憲である。泰憲は永承元(一〇四六)年春に補任され、永承四年一二月に二年の延任となったので、永承七年春に六年の任を終える予定となるが、実際に任を離れるのは更に後の天喜三(一〇五四)年春である(『国司補任』)。

⑰ 坂本『日本王朝國家体制論』第一編第一章第二節。この免除審査に用いられた馬上帳は永承七年のものと考えられる。

⑱ 坂本『日本王朝國家体制論』は「土」・「序」の解釈を保留している(六二頁)。しかし「土」については、康平三(一〇六〇)年四月二日元興寺領近江国愛智荘司解(『平』九五四)で畠地子収取を問題としたなかに「土田地子」が見える(木村「中世成立期における畠作の性格と領有関係」二九頁も参照のこと)。土田地子は畠地子であり、「土」は土田(畠)を省略したものと考えられる。「序」については、ほかに「乍三反半序下土二反」のように「序下」も見える。⑳の解釈としては「見作三反半の内に見作畠一反」もしくは「見作田三反半と見作畠一反」が考えられるが、断案はない。「乍三反半序下土二反」も同様の解釈が成り立つのではなからうか。

⑲ 表1 №13 宇智郡佐味条四里三〇坪。

⑳ 坂本『日本王朝國家体制論』三二頁以下。

㉑ 天喜四年三月二七日伊賀國黒田荘工夫等解(『平』七八一)。△は割替を示す。

㉒ 戸田「國衙領の名と在家について」二五〇頁等。

㉓ 稲垣「初期名田の構造」(『日本中世社会史論』、東京大学出版会、一九八一年。発表一九六二年)。ただし「請負人」という理解については再検討の必要があると思う。

㉔ 作人をどのように理解するかは複雑な問題であるが、検田の際に國衙が把握した作人は稲を収穫し、官物を納入すべき農民であると理解して大過ないと思う。また永承七年一〇月の近江国愛智荘坪付注進状(『平』六九五)には、坪毎に作人の名が墨書されている。この作人の名前について坂本氏は、免除手続きが終了後に、寺領支配のために元興寺が記したものと考えた(『日本王朝國家体制論』六二頁)。しかし免除審査の際に馬上帳の作人名を転記した可能性も残されている。なお天曆五(九五二)年東大寺は越前國足羽郡に「檢佃帳」によって作人を示し送ることを要請している(天曆五年一〇月二三日越前國足羽郡庁牒、『平』二六三)。郡衙の管理するものであるが、検田帳による作人の把握が見える。

㉕ 勝山清次氏は坂本氏の研究『日本王朝國家体制論』一七五～一七六頁)を受けて、官物賦課基準という意味で公田を用いること(広義の公田)が一世紀以降に展開すると論じている(「中世的支配体制の形成と諸階層」、『日本史研究』一六三、一九七六年。一一九頁)。

㉖ 『平』七一九。

㉗ 荘内の合残公田は官物を賦課されるが、荘領であることは否定されていない。馬上帳に記された公田・寺田は徴税上の区分である。

㉘ 承保二(一〇七五)年四月三日山城國珍皇所司大衆解案(『平』一一一〇)には「更郡司并國檢田使等馬上注一分加復不候」とある。「加

役」が具体的にどの様な賦課であるのか明らかではないが、馬上帳に何等かの賦課の有無が記されていたことを示している。

⑳ 戸田氏が国の馬上帳を考える際に援用した保延元年一〇月日寛御厨

検田馬上帳は、あらかじめ条里坪を墨書した帳簿に、見作面積・損田・除田・作人等を朱書している。国衙の馬上帳も、条里坪を記した原簿に見作田以下を記入したのではないだろうか。更に憶測すれば、この原簿には一郡内の全ての条里坪が順番に記入されており、馬上帳の作成とは一郡全体に条里の網目をかぶせ、一つ一つの区画を埋めて行く作業ではなかったか。この憶測が正しければ、馬上帳は国図を展開

第二章 検田目録

栄山寺領の免除関係史料には馬上帳とは別の帳簿が見える（No. 1・2・3）。正暦五（九九四）年栄山寺牒（No. 2）の田所丹勘・国判から該当部分を示す。

d 宇智郡 ^{「卅」} 廿一町七反十步	……… A
「卅」	
作十町二段三百卅步	……… B
「十一」	
除三検田目録二四町百六十步	……… C
「十一」	
不 _レ 除六町二段百七十步	……… D
荒十一町四段卅步	……… E
「見作二」	
e 判、件寺所愁田 ^{「見作二」} □□十町二段三百四十步也。	
除其實 _二 之。	

この史料について坂本賞三氏は「除検田目録」や「勘免目録」を免除のための目録と解釈したが、^①「除」や「勘免」は動

したものと言うことができる。また条里の規制力や、馬上帳に畠地・荒田が記されていることの説明もつきやすい。富沢氏は中世の検注取帳について「取帳は本来的に図の役割をもつ帳簿であり、図を転写した帳である」と述べているが（中世検注の特質「四頁」、この指摘は検田馬上帳にこそ相応しい。馬上帳作成は実質的に国図を作り直す作業なのかもしれない。第四章註②参照。班田図が条ごとにまとめられたことは参考になる。岸俊男「班田図と条里制」『日本古代籍帳の研究』、塙書房、一九七三年。発表一九五九年）。

詞として、「検田目録より除く」、「目録より勘免す」のように読むほうが自然である。国判では田所丹勘の「除」を「勘免」と言い換えており、「勘免」とは免除を意味するので、「除」は免除と同義である。田所丹勘ではB宇智郡の見作田一〇町二段三三〇歩をC検田目録より除いた四町一六〇歩とD除いていない六町二段一七〇歩に分け、国判では目録より勘免した四町一六〇歩の残り六町二段一七〇歩を免除したものと解釈できる。本章では検田目録を取り上げる。

f 検田之日雖_レ除_二目録_一、為_二後代_一欲_レ被_レ判免_二。仍不_レ論_二荒熟_一、任_二官符_一注_二坪付_一、牒送如_レ件。

長保四(一〇〇二)年に柴山寺は、検田の日に目録から除いたけれども、後代のために免除の国判を求めて牒を送った(No. 3 f)。検田目録は検田の一環として作成されたことがわかる。検田の時には検田使が野外で馬上帳を作成する。目録は統計的文書のことなので、検田の一環として作成される検田目録は、馬上帳を集計した帳簿と考え得る。

g 判、件田見作内、除_二目録帳_一之残四町五段、可_レ賜_二免除符_一。

永祚二(九九〇)年柴山寺牒の国判は正暦五年の国判と同様に、目録より除いた残りを免除している(No. 1 g)。検田目録より除いた田数は既に免除されており、改めて免除を命じる必要がなかったものと考えられる。永祚二年には目録より除かれなかった四町五段が追加免除された。正暦五年には目録より除くことで四町一六〇歩は既に免除されており、六町二段一七〇歩が追加免除されたのである。

検田目録より除くことが免除であるならば、除かないことは収公を意味する。目録より除くか否かによって免除・収公が区別される。これを田地に即して言えば、除田・定公田の区別が定められることである。前章では馬上帳に不輪租田・公田の区別が記されていることを述べた。しかし長保四年柴山寺牒では目録より除いたことが特に記されている(f)。また正暦五年の免除審査において馬上帳は見作面積の調査に用いられるのみであり、追加免除する田数は検田目録によっている(d・e)。馬上帳に記された不輪租田・公田の区別は検田目録を作成する段階で除田・定公田に分類され、免除・収公が確定されたと思われる。

免除を認定するためには根拠が必要である。国衙田所における免除審査では、国衙で保管する国図や、荘園領主の提出する官符・先判（先例となる国判）が使用された。では郡に下向した検田使は何を根拠として免除を認めたのであろうか。

h 使・郡司・書生等承知之、任官符坪々、随見作等、可免除其實。無致公損耳。

i 於遺荒田者、任官省符坪付、随開發、同可免除之。

j 公驗者、是任見作之數、毎年勘合之例也。

長保四（一〇〇二）年の大和国判は官符の坪付によって免除することを、繰り返して検田使・郡司・書生に命じている（No. 3 h）。寛弘六（一〇〇九）年の国判は見作田を免除し、遺る荒田については開發するにしたがって官省符の坪付に基づいて免除することを命じている（No. 6・7 i）。また、天喜三（一〇五五）年二月九日伊賀国司宣では見作数にしたがって公驗（先判・官省符）を勘合すると言っている（j）。このように免除の根拠には公驗（官省符や先例となる国判）が用いられたと考えられる。つまり検田の場で公驗が審査されるのである。

天喜四（一〇五六）年、伊賀国税所は天喜二年名張郡検田累帳を調べて、「黒田柚住人等并公郷内」に没官した作田が四六町五反あることなどを答申している（前掲、傍点部）。検田累帳は他に見えないが、田数の集計部分を持つ帳簿であり、検田に際して作成されているので、検田目録の異称と考えることができる^⑩。この検田累帳で黒田柚住人等（出作）と公郷内とが区別されていることは、田数が官物率法ごとに集計されていることを推測させる^⑪。そこで、天治三（一一二六）年正月日伊賀国名張郡検田目録案を参照しよう。

k 下 収納使遠村。町別官物任済例、且令催進、且可造進結解。町別米式斛并類等。在判

名張郡司解申注進天治二年検田丸帳事

合目録田参佰式拾捌町壹段佰式拾歩…A

得田二百六十六町五段六十歩

損田四十六町七段百八十歩

川成十四町八段二百四十歩

古川成八町一反百二十歩

今川成六町七段百二十歩

御館分田三町四段百廿歩

青蓮寺保五町一段小

黒田庄田廿五町八段半

郷内二百八十五町五段三百歩

損田四十六町 川成六町六段小

神戶出作七町四段小 損一町七段半

黒田庄出作二百四十七町九段六十ト

損卅八町四段 川成五町八段大

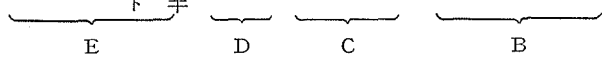
公郷卅町三段三百歩

損五町八段半 川成七段大

右件丸帳注進如レ件。

天治三年正月 日 郡司丈部近國

書生散位源行俊



この検田目録(天治目録)は、天治二年、国守源憲明の初任検注の時に作成されたものである。^⑬天治目録は大きく五つに

分かれる。Aは目録田として総田数を示した部分、Bは総田数を田地の状況によって得田・損田・川成に区分して記した部分である。Cに記された御館分田（在庁別名と青蓮寺保は郡郷を經由した通常の収納系統には属さず、黒田荘田（本免田）も当然ながら収納の対象ではない。郡郷の収納の上では除田として扱われる部分である。Dの郷内が収納対象となる田数（定公田）であり、Eではその内訳が官物率法の違いによって神戸出作・黒田荘出作・公郷に分けられている。

天治目録は一二世紀の検注に際してのものであるが、田地を除田・定田に分け、さらに定田を官物率法の違いによって分けるという基本的な書式は、一〇世紀末・一一世紀の検田目録にも当てはまると思う。^⑭ Eに見える神戸出作・黒田荘出作や公郷は、天喜二年名張郡検田累帳の「黒田柚住人等并公郷内」という区別に等しい。またBにより損田・川成等も馬上帳に記録されていたことがわかる。そのほか天治目録が郡司解により上申されていることから、検田目録も郡司解によって上申されたと考えられる。^⑮

国の検田は帳簿に即して、馬上帳の作成から検田目録の作成に至る作業として理解する必要がある。^⑯ 検田の日とは、検田使が馬上帳を作成してから、目録を作成するまでの期間をさすものと思われる。^⑰ 天喜二年八月、伊賀守小野守経は黒田荘出作を検田するために自ら入部している。^⑱ 検田は収納のために見作田や損田を調査するのであるから、収穫前が適当であろう。長保四年十一月の栄山寺牒は検田の日に目録より除いたうえで国判を求めたものであり（No.4 f）、目録の作成はそれ以前である。表1によると栄山寺・弘福寺の免除申請は九月から十一月が多い。馬上帳・検田目録の作成は秋から冬の初めまでに行われたと思われる。

戸田氏は毎年検田が行われると考えたが、稲垣氏は批判的であり、村井氏は適宜行われたと述べ、坂本氏は国司初任に行われたと論じている。^⑲ 諸氏は馬上帳・目録の作成を論じたものと考えられるが、一致を見ていない。

1 彼柚（板蠅袖―佐藤）脚公田、毎年卅余町、乍レ取付馬上帳、未レ令申言物弁済事。

伊賀守小野守経は、東大寺別当に宛てた天喜四年十一月九日付けの解状で毎年馬上帳を作成すると言い（一）、天喜三年

一二月九日の国司宣では毎年公験を審査して免田を認定すると言っている(前掲)。しかしこの発言は東大寺側と厳しく対立している時のものであることを考慮すべきであろう。それは検田の原則を表明したものと考えられるが、実際に毎年馬上帳を作成したことは確認できない^②。近江国では国司初任年ではない永承七年に馬上帳が作られている。しかし国守藤原泰憲の任期が更に延長された永承七年を初任年に準じて考えることもできる^③。

大和国の場合、国司初任年における馬上帳・検田目録の作成を確認できるが、これは初任年に免除申請があるためであり、馬上帳・目録の作成が初任年に限られることを必ずしも意味しない。寛弘六年の国判(前掲)は開発にしたがい官省符坪付に任せて免除せよと命じており、次年度以降の検田の際に、郡で免除審査をすることが予定されているように解することもできる。しかし後述するように治暦元年から三年には検田使が下向しておらず、この三年間馬上帳は作成されなかったと考えられる。馬上帳・目録は原則としては毎年作成すべきものであるが、実際には国司の初任年に限られることが多かったのではなからうか^④。

① 坂本『日本王朝国家体制論』三九頁。以下、史料d・eの田数は改竄前の数値で論を進める。なおeの「勘免目録」は「勘免目録帳」であろうか。

② 永承元(一〇四〇)年二月一日日笠崎宮塔院牒(平)三二八には「任ニ代々例ニ可ニ勘免之」と見える。表I No.18には「速任旧例ニ可ニ被ニ堪(勘)免之状如レ件」と見える。永承八年正月日近江国愛智荘坪付注進状(平)六九八には「件坪ノ先免合残、為令被ニ勘免、注進如レ件」とある。富沢「檢注と田文」三三九頁では「免税地とする(勘免)」と説明している。なお保元三(一一五八)年五月七日山城国司宣宣案(平)二九二の「國領使宛坪勘免目録」は、官物を督促する使者を宛てるか官物を免除するかの目録である。

③ 鎌田元一「計帳制度試論」(『史林』五五―五、一九七二年)九―

〇頁。

④ 服部英雄「未來年号の世界から」(『史学雑誌』九二―八、一九八三年)は検田目録を免除できない土地(位田等)の目録と理解し、検田目録の田数を除いた部分のみが免除されたと解釈している。服部氏は正暦五年の丹勘をC「除ニ検田目録四町百六十歩」、D「不レ除ニ六町二段百七十歩」、国判を「勘免目録四町百六十歩之残六町二段百七十歩」と読んでいると思われ、検田目録の四町一六〇歩を除いた残りの六町二段一七〇歩のみが免除されたと解釈している。しかし丹勘・国判の読みは本稿で示した以外には考え難く、服部氏の検田目録の理解には従えない。また検田目録から除いた四町一六〇歩が免除されていないのであれば、柴山寺がこの田数を「十四町百六十歩」に改算した理由がわからない。

- ⑤ 服部「未来年号の世界から」五〇頁には正暦五年牒の改算を訂正したうえで坪付の田数を集計した数値が載せられている。それによると宇智郡の寺領面積は二〇町六段一三〇歩、見付は九町五段三〇〇歩であり、袖の丹勘A「宇智郡廿一町七反十歩」・B「作十町二段三百卅歩」に近い。免除審査を具体的に考えるならば、丹勘の集計部分のうち寺領面積と見付面積は坪ごとの田数の積算でなければならぬ。C「除検田目録「四町百六十歩」は検田目録に記された除田面積を転記し、D「不」除六町二段百七十歩」はBからCを引算して記されたのだろう。E「荒十一町四段卅歩」はAからBを引くことで得たものと思われる。
- ⑥ 国が寺社等に給付すべき物品を公田に割り当てた種々の免田には浮免・定免があるが、坪付を定めた定免田は馬上帳に記され、検田目録では除田とされたのかもしれない。なお馬上帳に記された畠は検田目録には集計されなかったのではなからうか。
- ⑦ 『平』七五〇。
- ⑧ 公驗は馬上帳を書き付ける時や、目録を作成する時（除田が確定される時）に審査されたのであろう。史料fの「検田の日に目録より除いた」という一節は、柴山寺の使者が官符・先判を携え、検田使と交渉して寺領の免除を獲得したことを表現したものであろう。
- 国の検田を以上のように考えるならば、免除領田制・国図について再評価が必要である。免除領田制とは馬上帳で見付を調べ、公驗・国図等で寺田を調べる作業、つまり机上の再検田と言ふべきものであり、検田使の行った検田の結果を国図によって修正する手続である。また国図は荘園領主から免除申請があった時に田所で参照されるが、郡で行われる検田の場では用いられなかったと思われる。したがって、免除領田制・国図ともに収取制度の上では副次的な位置を占めるに過ぎない。梅村喬「租帳勘合と国司検田」『日本古代財政組織の研究』、
- 吉川弘文館、一九八九年）参照。
- ⑨ 累という字にはつみかさねるという意味があり、累帳は集計簿を意味していると思われるが、累帳に関しては更に検討したい。
- ⑩ 税所が検田累帳によって作人の名前を確認したとすれば、刈り取った田数を集計した内訳に作人の名前が記されていたか、もしくは、田数集計の後に坪付をともなっていたのかもしれない。
- ⑪ 公田官物率法は出作と公郷と異っている。勝山清次「黒田庄出作公田の官物率法について」（三重大学人文学部文化学科「研究紀要」一、一九八四年）参照。なお長屋村・下津名張村など村ごとに田数が小計されていることは注目される。郡の下部にある検田・収納の単位を表しているのかもしれない。
- ⑫ 『平』二〇五八。この文書の外題は東大寺が相論に際して改竄しているが（勝山「黒田庄出作公田の官物率法について」二七頁）、それ以外の点では使用可能である。署判者に国使が見えないことはやや疑問が残るが、案文の作成時に落とされたとも考えられる。なお目録が収納使に下されていることは土地調査と収納を媒介しており興味深い。
- ⑬ 五味文彦「勅進聖の系譜」『院政期社会の研究』、山川出版社、一九八四年）二〇一〜二〇五頁。天治目録は検田とあるが初任検田の目録であろう。第五章註⑩。
- ⑭ 検田目録において柴山寺領は、天治目録の黒田荘田のように、柴山寺田と記されていたのではなからうか。
- ⑮ 郡司解という様式は、目録の作成が郡で行われたことに対応するとともに、郡司の地位を考える上で一つの手掛りとなる。土地調査の結果を郡司解によって上申した例として、延久元年八月二九日筑前國嘉麻郡司解案（『平』一〇三九）がある。これは延久の荘園整理にあたって「観世音寺御領確井封田荒熟目録」を注進したもので、田数の集計を示した後、坪付の形式をとって「作」、「荒」、「川成」の三項目で坪

ことに田数を記しており、郡司・國使・府使が連署している。

⑮ 検田目録は大和国の場合、表Ⅰ№1〜3に見えるのみであるが、№4以下についても、馬上帳と共に作られたと考えられる。田所丹勘に検田目録が見えなくなることは、國司が申請された見作田数全てを免除するようになったためであろう。富沢「中世検注の特質」によると中世の検注は目録を固めることで終了するが、國の検田も同様であると思われる。

⑯ 馬上帳は野外で作成されるが、目録作成は屋内と考えられる。収納所が場を表わすように(『平』二五四一)、検田所も組織の名称であるとともに目録を集計する施設を表したのではなからうか。郡司の屋敷が検田所として使用されることがあったのかもしれない。

第三章 負田 検田帳

一世紀の基本的な収取単位は負田(名)である。大和國広瀬郡大田犬丸負田には表Ⅱに示すように二五通の帳簿が残されている。⑰ この二五通はⅠ大田犬丸負田結解・Ⅱ小東莊検田帳・Ⅲ大田犬丸負田検田帳の三様式に分けることができる。帳簿の様式は№9を除き、東大寺大仏供白米免田の設定に対応して、白米免田が設定されていない時期(Ⅰ)↓免田七町が定免として設定された時期(Ⅱ)↓免田一一町が浮免として設定された時期(Ⅲ)と変化している。⑱ 本章ではⅢを取り上げる。

八通の負田検田帳のうち、「國検田帳」と明記された№20を例示する。

m

『勘合 書生
使財田』(花押)

大田犬丸負田

承保三年國検田帳

⑰ 天喜四年三月二七日伊賀國黒田莊工夫解(『平』七八一)。

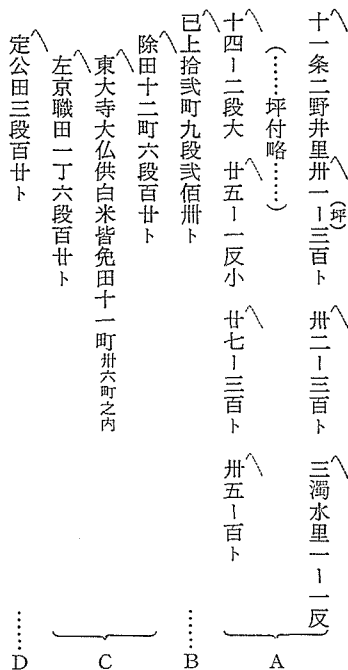
⑱ 戸田「國衙領の名と在家について」、坂本『日本王朝國家体制論』、村井「名成立の歴史的前提」、稲垣「初期名田の構造」。

⑲ 『平』八二〇。

⑳ 天喜二年は小野守経の初任年と考えられる。『國司補任』参照。

㉑ 第一章註⑯参照。

㉒ 毎年馬上帳を作る場合、初任年の馬上帳に基づいて簡略なものが作られたかもしれない。しかし天喜年間に伊賀守小野守経が述べた原則は初任年と二年度以降を区別してはいない。毎年馬上帳を作る場合でも、中世検注の國検・内検のような土地調査の性格の違いはなかったと思われる。第三章参照。



これはA負田に属する坪々の見作田^⑤を坪付形式によって示し、B合計し、C白米免田・左京職田を除田として差し引き、D官物の賦課基準となる公田面積を算定したものである。左京職田は坪々に「左京」と記されているが白米免田は記されておらず、前者は定免、後者は浮免と考えられる。負田のほとんどは除田であるが、この書式は負田検田帳が官物を賦課するための公田面積（定公田）を算定するための帳簿であることを表わしている。この検田帳は一筆で記されており、坪ごとの見作田数を把握した上で書き上げられたと考えられる。検田帳には検田使・書生が構成する検田所が朱筆で勘合を加えており、検田帳の作成者は負名であると思われる。

他の七通の検田帳は後欠のNo. 24を除くと、No. 19・21がNo. 20(m)と同じ書式であり、No. 25はDを欠くが同じであることと見做してよいだろう。No. 9は除田以下の記載が無く(A・Bのみ)、除田が置かれていなかったことを表している。No. 22・23はNo. 20と異なり定田を算定した後に白米免田を除くという書式であるが、白米免田が浮免であるため、このような書式も可能だったのだろう。現存する検田帳の特徴は個々に検討すべきであるが、負田検田帳という書式が表現する機能は、No. 20に典型的に示されたものを外れるものではない。これら七通の検田帳もNo. 20と同じく朱筆で検田所の勘合を受けている。No. 19

〈表Ⅱ〉 大田犬丸名結解・検田帳

No	年	西暦	様式	見作数	坪数	除 田	勘 合 者	『平』
1	永承1	1046	I	43,240	21		(後欠)	639
2	2	1047	I	62,180	32		使・書生郡司	652
3	3	1048	I	90,300	32		使・書生郡司	674
4	永承4	1049	I	66,	30		使・書生郡司	676
5	5	1050	I	104,260	31		使・書生郡司	686
6	6	1051	I	92,020	34		収納使	693
7	7	1052	I	105,260	35		使	697
8	天喜1	1053	I	54,	23		収納使	708
9	天喜2	1054	Ⅲ	128,180	37		使・書生	725
10	康平7	1064	Ⅱ	70,	34		使・書生	993
11	治暦1	1065	Ⅱ	14,240	34		書生	997
12	2	1066	Ⅱ	26,300	10		書生	1014
13			Ⅱ	20,180	10		書生	1013
14	3	1067	Ⅱ	50,180	15		書生	1021
15	4	1068	Ⅱ	40,120	15		使・郡司	1032
16	延久1	1069	Ⅱ	70,	30		使・書生	1042
17	2	1070	Ⅱ	70,	27		使・書生	1053
18	3	1071	Ⅱ	70,	32		使・書生	1069
19	承保2	1075	Ⅲ	128,020	48	白 110. 左 16,120	使・書生	1199
20	3	1076	Ⅲ	129,240	54	白 110. 左 16,120	使・書生	1138
21	承暦1	1077	Ⅲ	127,300	47	白 110. 左 17,180	使・書生	1147
22	承暦2	1078	Ⅲ	129,300	42	白 110. 左 14,120	使・書生	1159
23	嘉保2	1095	Ⅲ	112,340	33	白 110.	使・書生	1152
24	嘉承2	1107	Ⅲ	(後欠)	(35)	(後欠)	使・書生	1684
25	天仁1	1108	Ⅲ	144,260	62	白 110. 左 23. 内 7.	使・書生	1702

* 1 は後欠, 13は前欠, 24は後欠。 * 田積は段・歩。

* 除田のうち白米免田(白), 左京職田(左), 内藏寮田(内)。

22及びNo.24・25は連年のものが残されておられ、検田帳は毎年作成され、検田所の勘合を受けたと思われる^④。負田検田帳の役割は単に見作田数を算定するのみではない。八通の負田結解(No.1~8)を参照したい。結解は進未沙汰(官物納入額の決済)のための帳簿で、毎年作られている。その書式は、負田に属する坪々の見作田を坪付形式によって示し、合計した後、所当官物の額を記し、弁済した個々の項目を列記している。これだけの内容が一筆で記され、収納所の勘合を受けているのである。坪付部分の田数は毎年変化しており、それぞれの年の見作田数に基づいて記されていると考えられる。永承三年結解(No.3)には永承四年一月五日の返抄が載せられており、永承三年

度の結解作成は永承四年末以降である。結解は一筆で記されているので、永承三年度の見作田数を記した確実な資料が進未沙汰の時まで保管されている必要がある。この田数資料として、検田所の勘合を受けた負田検田帳は最も相応しい。結解の書式は負田検田帳に所当総額・弁済項目を書き加えたものであり、この書式自体が負田検田帳と負田結解との関係を明瞭に物語っている。一一世紀の国の収取機構は郡・郷に検田所・収納所が置かれ、検田・収納を分掌している。負田検田帳は負田ごとの定公田数を算出するとともに、検田所と収納所を連絡する帳簿なのである。^⑦

結解が残された永承元年から天喜元年までは免田が置かれておらず、この八年間は天喜二年検田帳（No. 9）のような除田の記載のない検田帳が作られたと思われる。また康平七年から延久三年まで残された小東荘検田帳（No. 10～18）は、大田犬丸負田内に定免として設定された七町の白米免田の坪々について、毎年の見作田数を記したものである。^⑧ この間は白米免田七町を除田と記した負田検田帳が作られ、検田所は小東荘検田帳と共に負田検田帳も勘合したと思われる。

負田単位の進未沙汰が見作田数に基づいて行われる限り、検田所は負田検田帳を毎年勘合する必要がある。しかし治暦元年から三年の小東荘検田帳（No. 11～13）は書生のみが勘合している。検田使の位署書もなく、この三年間は検田使が郡に下向しなかったと推定できる。したがって小東荘検田帳とともに作られたと推定される負田検田帳も、この三年間は書生のみで勘合したことになる。検田使は毎年下向するとは限らず、書生のみでも検田帳の勘合はできたのである。

承保三年検田帳に「国検田帳」と記されているが（No. 20前掲m）、治暦三年検田帳の袖には「但内検」と朱書されている（No. 14）。このことから稲垣泰彦氏は国検と内検の区別があることを論じた。^⑩ 中世検注では国検と内検とが明確に区別されている。^⑪ 国検は主に国司初任に行われる領主権（下地進止権）にかかわる検注であり（初任検注）、内検はそれ以外の年に損亡の調査などを行うものである。しかし中世検注の手続きを一一世紀の国の検田に適用して理解することには問題がある。「国検田帳」は「国の検田帳」であり、国検を読み取ることができない。「内検」と記された治暦三年については、治暦元年から三年まで検田使が下向していないことに注意したい。「内」とは正式ではないとか内々のという意味かと思われる

るが、この場合の内検は検田使が下向していないことを表しているのではなからうか。中世検注では内検の際にも検田使(内検使)が下向する。一一世紀の検田では中世検注のような内検・内検の区別は存在しないと思う。¹⁷⁾

負田検田帳は馬上帳・検田目録とどのような関係にあるのだろうか。例えば大和国司の初任年である永承五年に広瀬郡に下向した検田使は、広瀬郡の馬上帳・目録を作成する一方で、大田丸負田の検田帳を勘合したはずである。¹⁸⁾しかし、馬上帳・目録によって定められた除田・公田の区別に準拠して負田検田帳が作成されたと考え得るにしても、両者の関係は未だ十分に明らかではない。¹⁹⁾

令制下の損田調査に由来し、中世の検注へ展開する検田とは、言うまでもなく馬上帳・検田目録を作成する作業であり、そのような観点に立てば負田検田帳を勘合する作業は副次的である。しかし負田を基本的な収取単位とする一一世紀の収取制度において、負田検田帳を勘合する作業は進未沙汰には不可欠である。検田使・書生・郡司からなる検田所が置かれたことは、検田使が不在であっても検田帳の勘合が可能なることを保障しているのではなからうか。

① 大田丸負田関係の史料は東大寺図書館所蔵文書・内閣文庫所蔵文書については写真によった。本章で表Ⅱに掲げた史料を引用する場合、出典は表の№を示すに止める。

② 大田丸負田(名)に関する研究は、稲垣泰彦「初期名田の構造」泉谷康夫「平安末期の畿内の「領主」について」(説史会編『国史論集』一、一九五九年)、大石「平安時代の郡・郷の收納所・検田所について」、坂上康俊「大和国大田丸負田結解の世界」(『南部仏教』六三、一九八九年)など。坂上氏は№9を後欠の結解として扱っているが、文書の奥に三行分の空白があり(写真、『大日本古文書』東大寺文書之五、四一五頁)、完全な検田帳である。浮免・定免については泉谷氏の見解に従う。Ⅰの勘合者が取納使、Ⅱ・Ⅲが検田使であることは、大石氏に従う。天喜二年一月三日大和国司宣案(『平』七二二)に

よると三六町の大仏供白米免田のうち六町が坪付を定めて平群郡安田荘に置かれている。この時に大和国内各地に白米免田が定免として置かれ、大田丸負田には小東荘として七町が割り当てられたと考えられる。一一町の浮免となった時期は香菜免田の場合を引いて考えられることが多いが、白米免田と香菜免田は性質の異なる免田であり、浮免設定の時点は未詳である。

③ 連年の坪付の田数変動していることから、毎年の見作田数にわたることがわかる。

④ 大田丸負田以外にも、検田帳は三通残されている。康和五年大和国添上郡北田中今吉負田検田帳(『平』一五三〇)、康和五年大和国樺北荘稻吉名負田検田帳(『平』一五三二)、保延六年能勢村今富名検田帳(『平』二四四〇)。

- ⑤ 大石「平安時代の郡・郷の収納所・検田所について」一三七頁。
- ⑥ 大石「平安時代の郡・郷の収納所・検田所について」。
- ⑦ 現存する八通の検田帳が実際に進未沙汰に用いられたかは疑問である。天喜二年一月に白米免田が設定されており、白米免田を除田としていない№9がそのままで天喜二年の進未沙汰に用いられたとは考え難い（天喜二年検田帳は一月以前に作成、勘合が終了していたことがわかる）。№19から25の七通は除田を除いた田数が僅かであり、特に№19の書出しは「広瀬北郷大田犬丸負田 東大寺 承保二年」となっている。もし検田帳が一通しか作成されないのであれば、この七通は進未沙汰のためには用いられず、東大寺へ大仏供白米を納入するための帳簿として用いられたのかもしれない。帳簿の作成通数や東大寺への伝来をも含め更に検討する必要がある。
- ⑧ 白米免田は負田検田帳では除田として扱われる。白米免田は大和國が東大寺に支弁すべき大仏供白米に充当されたものであり、またこの間は定免であるため、特別にこのような検田帳が作成されたのではなからうか。これは大仏供白米を納入するために用いられたものであろう。文書の伝来を含め検討する必要がある。小東荘検田帳も検田所の勘合を受けており、作成者は負名であると推測できる。
- ⑨ 負田検田帳は検田所・収納所の設置とともに一〇世紀末期に成立す

第四章 検田の成立

検田が強化されるのは一〇世紀後半である。まず検田が問題とされている初期の二つの事例を検討しよう。

天祿四（九七三）年、丹波國の「検田収納使」が剩田・公田を「取る」と称して、東寺伝法供家領大山荘の寺田を収公し、地子や臨時雜役を徴収した。^⑩ 東寺伝法供家は免除を訴えるに際し、坪毎に免除の根拠を記している。

るものと思われる。大和國の負田検田帳は一二世紀初頭まで見えるが、それ以降は今後の検討を期したい。

⑩ 稲垣「初期名田の構造」六〇頁。

⑪ 細川龜市「中世庄園の検注」『社会経済史学』四一七、一九三四年、富沢「検注と田文」。

⑫ 中世検注では内検の際にも馬上帳・目録が作成される。検注が内検（正検）・内検として明確に分化していることに中世の土地調査の特徴を見出すべきであろう。伊賀國で「永久五年作田内検帳」が見える（『平』一九九八）。肥前國では内検所が見える（『平』二〇二二）。

⑬ 柴山寺のような官省符荘の荘園領主が地子徴収を円滑に行うためには、馬上帳・目録を作成する時に所領の免除を確保することが重要である。一方、東大寺の白米免田は免田の官物が寺家の収入となるものであり、毎年の負田検田帳における見作物数が重要である。

⑭ 表Ⅱによると除田の内容は変化している。これが國司初任の検田における馬上帳・目録の作成と対応しているとの予測もできる。長沢「中世的地目としての「畠」の成立」が明らかにした「水田であることが期待される土地（九頁）」という造畠の性格も馬上帳・目録と負田検田帳の関係を考える際に参考になる。

- ① 被_レ注_二乗田_一、号_二卅坪_一。
- ② 被_レ注_二乗田_一、本寺田一段七十二步外勘益。
- ③ 已上兩坪者以_二四至内野地_一請_二国判_一治開寺田。
- ④ 被_レ注_二公田_一、載_二図帳_一寺田。
- ⑤ 被_レ注_二乗田_一、載_二官省符_一寺田。

①②④⑤の「被_レ注_一」という表現は、検田帳が作られ、そこに乗田・公田と書き付けられたことを示唆している。①は坪を違え、②は勘益している。③④⑤では国判・図帳(田図)・官省符の記載に必ずしも忠実ではない。

永延二(九八八)年一月八日尾張国郡司百姓等解によると、国守藤原元命の郎党等が検田使として入部して、一つの郷に長期に亘って逗留し、一段の見作田を二、三段と注し、損害を熟田とするなど非法を働いている。検田使が作田の面積や耕地の状況を定めて行く状況が表されている。

この兩例は国司を訴えたものであるが、一〇世紀後半における検田の実施状況をある程度まで具体的に表しており、一世紀の馬上帳作成に共通する手続きを窺うことができる。ただし丹波国では乗田・公田という二つの田種が用いられており、尾張国郡司百姓等解にも租税田・地子田という二種類の田地が見える。虎尾俊哉氏によると丹波国の乗田は地子田に、公田は租税田に相当する。租税田・地子田という区分は令制の田種区分である輪租田・輪地子田を引き継いだものである。⑤ 一一世紀の検田では公田が定められ、公田官物率法にもとづいて官物が賦課されるのであり、租税田・地子田という区別は使用されていない。一〇世紀後半の検田では賦課基準が公田に一元化されておらず、この点において一一世紀の検田と異なる。

n 一、請被_レ任_二官符_一旨_二裁断_一、不_レ別_二租税_一・地子田、偏准_二租税田_一、附_二加徴官物_一事。

しかし尾張国郡司百姓等解の租税田・地子田は、租税・地子田を区別せずに偏に租税田に準じて加徴官物を賦課すると

いう文脈に見える（ⁿ）。これにより、本来は地子田が租税田よりも税率が低いこと、地子田に対して租税田と同様の賦課を行っていること、そして、租税田・地子田の区別が、租税田に一元化される方向で、実質的に解消されつつある状況を読み取ることができる。一〇世紀後半を通じて租税田（公田）と地子田（兼田）の区別は租税田に収斂し、一元的な官物賦課基準である公田が成立するのではなからうか。^⑥

勝山清次氏は尾張国郡司百姓等解を用いて租税田・地子田の区別が解消されつつあることを指摘し、公田官物率法の成立について論じている。^⑦ 勝山氏は公田官物率法の成立を一一世紀中期に求めるが、諸賦課が田率化するなかで、一〇世紀末期には公田官物率法の原型が成立すると思われる。公田への一元化は公田官物率法の形成と並行しているのである。^⑧

つぎに検田使が強力に検田を行うようになる前の状況を検討する。森田悌氏の論じるように検田は令制下の損田調査が発展したものであると考えられる。^⑩ 損田調査は輸租田・輸地子田・不輸租田という田種の変更をとまなうものではない。

輸租田以下の田種は国図に記載されていたと考えられるので、損田調査は国図の枠組みの中で行われ、収納も国図に記載された田種にしたがって行われたと言及することができるだろう。言い換えれば、国図は損田調査・収納の基準となっているのである。このことを念頭に置いて、一〇世紀前半の土地調査や収納の在り方を検討しよう。

まず収納について、延喜八（九〇八）年正月二五日播磨国某荘別当薬能解を検討する。

。以去年国収納使不_レ付_二国図_一云々、件御庄田之坪々四至之田_レ止波_レ見_レ乍_レ、件新開田等之租米勸取事甚。因_レ茲於_レ国不_レ被_レ取由愁申。然則不_レ可_レ強取_一由之國判給事明白也。而収納使猶乖_レ判旨、不_レ付_二国図_一田、称_二強負_一取已了。

国の収納使が国図に記されていないと言って新開田から租米を徴収した。そこで某荘では徴収を止めるようにとの国判を得たが、収納使は国図に記されていないと称して徴収を強行した（[○]）。この場合、収納使が直接に国図に依拠しているのか、国図に基づいて作成した別の帳簿によったのかは検討の余地があるが、収納の基準は土地調査の結果ではなく、国図であることに注目したい。免除の国判にもかかわらず収納使が徴収を強行していることは、国図が収納使の租米徴収を

強く規制していることを物語っている。それ故に国図への登録が要求されているのである。ここに見える収納の方法は国図に依拠しており、令制下の収納に近い。またこの場合、免除の国判が有効ではないことに注意しておきたい。一〇世紀は受領専裁が成立する時期であるが、収納使は国図に基づいて受領の判断を拒否しており、国図が国判に対抗する根拠となっている。一一世紀には国司の免判がその任中は有効で、後代には先判として用いられたことに比し、その差は歴然としている。

つぎに一〇世紀前半の土地調査について、見管使を取り上げる。西山良平氏によると見管使は検田使に先行して検田を担当した国使であり、①延喜一五(九一五)年一〇月二日丹波国牒、②天慶三年(九四〇)九月二日因幡国高草郡公文預勘申状、③年月日未詳唐招提寺符案紙背文書の三例に見える^④。

p 依_レ衙去九月十一日牒状、令_レ下_ニ却在_ニ地郡檢見管使所_一。即勘申状云、彼庄地之内、国帳注_ニ公田_一七坪三百八歩、十九坪四段七十二歩之外、依_レ眞注_ニ寺田_一已了。無_レ有_ニ他妨_一。

q 右件寺田、依_レ見管使符旨、勘注所_レ進如_レ件。

r (前欠) 司之任中、郡司・見管使、或_レ坪々注取_{□□}国田、_□徴官物、負_レ煩臨時雜役。

①は東寺伝法供家が大山荘の新開田が寺領であることを証明する郡判を求めたことに対する返牒であり、国衙は「検見管使所」に命じて国帳(国図)を調べ、寺田と注している(p)。^②は公文預等が「見管使符」によって東大寺の寺田を調査したものである(q)。^③の二例の見管使は寺領の調査に関わり、直接には検田に携わっていない。^④は文字が欠けているが、見管使が郡司とともに田地を注し取り、官物・臨時雜役を課していることが読み取れ、その行為は検田使と一致している(r)。

①②に見える見管使の活動年代は一〇世紀前半であるが、③は官物・臨時雜役が併記され、別に「公事」という言葉も見えていることから、一〇世紀後半以降に下ると思われる。①②の見管使は③と異なり、收取に関する活動はしていない。

しかし特に①で見営使は「見営を検ずる使い」と表現されている。見営は現実の耕営を意味する見作に通じるので、見営を名に負う限り、①②の見営使も見営田の調査を担ったと考えられる。①②は検田使には見られない一〇世紀前半の見営使に独特の活動を表し、③は実態的に検田使と同様の活動に移行した後の姿を表しているように思われる。

そこで検田使と比較した場合、①に見えるように見営使が国図と関係することは注目できる。管見の限りでは検田使が国図を取り扱った事例はない。①の場合、東寺伝法供家は郡判を申請したのみであるが、国衙では検見営使所に下して国図の調査を命じ、見営使は国図に寺田であることを注している。これは国衙が国図を重視していることを物語っており、見営使が国図を修正していると見做すことができる。それは見営使が偶然に国図の調査を担当したのではなく、見営使の職務が国図と密接に関係していたからではなからうか。先に述べたように一〇世紀後半の検田では、租税田・地子田の区別が、解消されつつも残されていた。このことから遡及的に考えると、一〇世紀前半の見営使は租税田・地子田を区別したと思われる。その場合、見営使は租税田等を区別する基準として国図を用いたのではなからうか。そうであれば見営使の行う土地調査は、国図に準拠していたことになり、令制下の損田調査に近いものであったと推測できるのである。

一〇世紀前半の状況を以上のように理解すれば、一〇世紀後半における「検田の強化」は、国の行う土地調査が損田調査から脱皮する過程、国図から離脱する過程と言い得る。これは単なる強化ではなく、検田の成立と言うべき質的变化である。④¹⁰ 検田所の成立をともなって進められるこの過程は、国衙機構の再編の一環であり、国司免判が重要な意味を持つように受領専裁が強化される過程でもあるのだ。

① 天禄四年九月一日東寺伝法供家藤『平』三〇七。「検田取納使」が一つの実体を持った国使であるか、検田使・取納使を略したものであるかは更に検討する必要がある。

② 「取る」や「注す」という表現により馬上帳が作られたと推測でき、中世では検注することを「取る」と言ったが（大山喬平「本領安

堵地頭と修験の市庭」、日本海史編纂事務局編『日本海地域の歴史と文化』、文獻出版、一九七九年、一六五頁）、その淵源は検田にある。ただし取帳という呼称が成立するのは一二世紀になってからであり、そこに中世検注の成立を認めることができる。

③ 『平』三三九、第一六条。

④ 虎尾「律令時代の公田について」(『日本古代土地法史論』、吉川弘文館、一九八一年、発表一九六四年)二一〇頁。

⑤ 輸租田・輸地子田は口分田・墾田・閑郡司職田等を收取面で区分した名称であるが、一〇世紀後半では口分田等の区別は為ざれておらず、単に租税田・地子田が注されている。

⑥ 検田と対をなす「収納」の語義も参考になる。「収納」とは田租や出挙した正税を収納するという場合に使用される言葉である。出挙利幅は九世紀末期から地稅化され、田租とともに「租稅」と呼ばれることが多い。徴税における「収納」は特に租稅の収納を意味したと考えられる。延喜八年に播磨国では国取納使が租米の徴取を行っている(『平』一九八)。この場合は租米のみであるが、一〇世紀の収納使は田租・正税を徴取する国使であると考えられる。一世紀に官物納入を担当する国使が収納使として「収納」を名に負うことは、常識的に考えられる納入するという意味での収納ではなく、一〇世紀の租稅の「収納」を引き継いでいると考えるべきであろう。検田・収納による官物收取の手続は租稅田を軸に成立すると考えられる。

⑦ 勝山「公田官物率法の成立とその諸前提」(『史林』七〇—二、一九八七年)。

⑧ 佐藤「古代國家徵稅制度の再編」。

⑨ 地子田は田品によって地子額が異なるが、租稅田では田品は問題とされない。公田官物率法が田品に関係がないことは、租稅田(公田)への一元化の傍証となる。

⑩ 森田「古代検田についての小考」。

⑪ 『平』一九八。へ内は割書。森田佛「平安中期の國圖」(『日本古代律令法史の研究』、文獻出版、一九八六年、発表一九八一年。三〇九頁)は従来「志」と読まれていた文字を「云」と読んでいる。

⑫ 実際の収納には、後述の見管使を考慮すると、各戸田の見管田数を

記録した青苗簿のような帳簿が用いられたのではなからうか。

⑬ 富田正弘「平安時代における國司文書について」(京都府立総合資料館『資料館紀要』四、一九七五年)。

⑭ 西山「律令制社会の変容」(歴史学研究会・日本史研究会編『講座日本歴史』二、東京大学出版会、一九八四年)一五五頁。

⑮ ①は『平』二二三。解釈については山口英男「10世紀の國郡行政機構」(『史学雑誌』一〇〇—九、一九九二年)の三六頁を参照。②は『平』二五一。③は『唐招提寺史料』第一。

⑯ 西山「律令制社会の変容」一五五頁。

⑰ ①が九月、②が一〇月であり、見管調査が終わった直後ではなからうか。

⑱ 國圖(國圖)が郡で使用されたと考えられることは注意される。この國圖は郡の控か、もしくは見管使が携えて郡に下向したものであるか。なお、天曆五(九五)年一〇月二三日越前國足羽郡庁牒(『平』二六三)は郡衙が検佃帳によって作人を勘申しており、「寛和(二)九八六年十二月十九日出作検田注文」(天永元年一〇月一三日伊賀國名張郡司等勘注状(『平』一七三九)所引)では、「状云、名張郡検田所勘申東大寺板繩御杣内糸坪坪田事ノ右、依御牒狀、國圖并馬上帳勘注如件者」とあり、郡で國圖・馬上帳が調査されている。郡衙はこの頃は健在であるが、一〇世紀末以降、急速に解体する。

⑲ 馬上帳の確実な初見史料は天慶五(九四二)年四月二五日東寺法法供家牒(『平』二五三)の丹勘に見える「其年馬上帳不注作之」である。この「ある年の馬上帳」などは見管使が作成したのかもしれない(なお「其年」について、赤松「領主と作人」は「その年(承和二年)の馬上帳」と理解しているが、「ある年」と理解するのが適当であろう。西山良平氏のご指示による)。八・九世紀の損田調査の実態は未詳であるが、一〇世紀における見管使の土地調査については次のよう

に考えている。見當使は郡司に補佐されながら、国図を基にして見當田を調査し、馬上帳を作成した。国図には国造田・位田・京戸田・墾田等の田主に基づく田種が記録されており、国図と馬上帳とは相互に補充して、土地調査が行われた。

② 一〇世紀末の国衙機構の再編、郡衙の解体によって、馬上帳が主となる検田の方式が誕生する。この馬上帳の作成の際には、帳簿と現実

第五章 検田の変質

大和国では一二世紀になると、国司初任においても検田として馬上帳・目録を作成することは確認できず、坂本賞三氏^①が論じたように、替って検注が行われるようになる。

保延元（一一三五）年に企図された検注は実施に至らなかったが、知行国主となった藤原忠通は、天養元（一一四四）年春の除目で源清忠を国守とし、検注を行った。天養検注は久々に行われる一国的な土地調査であり、大和国で実施された最初の初任検注（国検）であった。天養検注は国司の補任を契機として行われ、郡ごとに馬上帳が作成されるなど、国司初任の検田を引き継いでいると言うことができる。では、検注の目的・内容は検田と同じであろうか。

三月末、東大寺大衆は国の検注に備えるために小東荘の検注を計画しており、国検の実施は三月までには広く知られていたのだろう。五月一七日には近日に検注使の沙汰が行われると言われており、この後程なく小東荘は国の検注を受けたと思われる。その時に問題が発生した。

s 件白米免田坪付注進先^甲。但可^レ被^レ検注^ニ注国中田教^ニ之由、依^レ有^ニ其聞、先日任^ニ堂司之收納帳、所^レ注^ニ進也^也當時致^ニ白米之勤坪^上也。……而^レ当郡御使不相待^席寺僧、以^ニ他所之使^ニ図師等^ニ乱^ニ入庄内、注^ニ載敷地畠等、或^レ注^ニ入他領、或^レ可^レ為^ニ國領^ニ之由、所^ニ注^ニ載也。

東大寺は国検に先立って白米免田の坪々を国に注進したが、当郡御使（検注使）は東大寺の使者に会うことなく、田のみならず畠も検注し、他領に注し入れたり国領であると注し載せたりした^⑥（s）。そこで六月、東大寺は寺領を回復するため

の耕地とを対照させるために、郡司などが図師として活動したのではなかろうか。また馬上帳を作成する際に何等かの図を用いた可能性はあるが、そのような図は馬上帳に從属するものでしかなかっただろう。なお損田調査・検田共に、土地調査の際に現地の景観と田図・帳簿類とを対応させる方法（地割り、及び地表の目標等もふくめて）は、更に検討する必要がある。

に小東荘の坪付を作り、検注使が広瀬郡内を限って馬上帳と勘合し、寺領であることが認められた。^⑦

天養検注は小東荘の歴史の上で大きな意味を持っている。平安末期と思われる東大寺三綱解状態によると、天養坪付は「在地立券」と呼ばれ領主作人が連判している。またこの時に「負名作人注文」と「負名々寄」が作成された。負名名寄には本免の外に「加納余田家地作島等」の所当を勤める旨が記され、領主・作人が連判している。小東荘は大田犬丸負田の官物を大仏供白米に宛てたことに由来するので、東大寺が小東荘に及ぼす権限は本来は免田からの官物徴収に限定されていたと思われる。天養検注の意義は、本免田以外の「加納余田家地作島等」を東大寺領と認定し、領主権を設定したところにある。^⑧

天養検注では畠地も検注され、東大寺は特に畠地を問題にしている。畠地は一一世紀の検田でも馬上帳に記載されていたので、単に畠地が馬上帳に記されたことが問題なのではない。一一世紀の検田では馬上帳に不輸・公田の区別が記されたが、領主権（寺領・国領）の問題は潜在していた。しかし天養検注では領主権の区別が馬上帳に記されたために、つまり領主権が確定されたために、大きな問題となったのである。免田のみを注進した東大寺の対応の不備により、検注の特質が畠地の問題として顕著に現れたものと思う。^⑨

一一世紀後半になると国の土地調査において検注という言葉が使用され始める。その初見は延久元（一〇六九）年の荘園整理である。^⑩東大寺領美濃国茜部荘では桑島が国領とされ、それを寺領に回復することが問題となった。大和国の天養検注で見えた畠地をめぐる領主権の設定が既に見えている。国司初任に荘園整理を行うことは一一世紀前半から見えるが、荘園整理の際に土地調査を行ない田島の領主権を調査・確定することは、延久以前では確認できない。延久以前の荘園整理では、勝示を抜くなどして、国務の妨げとなる荘園を即座に停廃したのだろう。^⑪土地調査を行って領主権とそれ及ぶ範圍・面積を確定する作業は、延久より始まると思われる。^⑫

初任検注（国検）は、延久の荘園整理で示された、領主権の帰属を明らかにするという土地調査の目的が、初任の検田に

導入されたものであると思われる。初任検注では領主権の調査が行われ、国領・寺領等の区別が定められる。これが一一世紀の検田と異なる一二世紀の検田の特徴である。国の土地調査を表現する言葉が検田から検注へと変えることは、単なる呼称の変化ではなく、このような内実の変化をもなっていたと思われる。¹⁵ 大和国では天養元年が最初の初任検注であるが、伊賀国でも永久元（一一三三）年に初任検注が行われている。¹⁶ 一二世紀にはいると諸国で、初任の検田から初任検注へと、土地調査の性格が変化して行ったのではなからうか。¹⁷

天養検注で「公田注文」が作成されているように、初任検注でも官物の賦課基準となる公田数が定められており、この点で一一世紀の検田の目的は引き継がれている。官物を収納するために公田数の確定は重要である。ただし田数を定めるに際しては新しい方法が採用されている。それは利田だ。利田は田数の何割かを控除し、官物率法はそのままにして、結果として官物を減額する措置である。¹⁸ 利田を行った事例は国司初任や内検の時などであり、一一世紀末から一二世紀後半にかけて、全国的に分布している。¹⁹ 初任検注における利田として、伊賀と因幡の事例を検討する。

伊賀国は知行国主藤原忠通の下で、藤原信経が天養元（一一四四）年から仁平二（一一五二）年まで国守を務めた。²⁰ この間、東大寺の荘民が自作し、寺領荘園の加納となっている公田（自作公田・加納公田）の官物未進をめぐって相論が起こり、久安五（一一四九）年五月六日に伊賀国目代中原利宗と東大寺僧覚仁との問注が行われた。²¹ その際、官物の未進額に関して加納公田の田数が問題とされた。

七（利宗）可_レ有_二検注_一之田、申_下宣旨_一之時ハ、寄_二事_一於左右、于_レ今不_レ遂_二其沙汰_一。然者、只任_二寺家請文_一、定_二田数_一ニテ、官物率法ヲ所_二徴_一下_二也。

（覚仁）当御任ニ宗広沙汰之時、或行_二検田_一或行_二利田_一、定_二田数_一畢。

（利宗）当任之始、宗広檢_二注_一国内之日、東大寺庄、寄_二事_一於左右、不_レ令_レ遂_二檢注_一。經_二五箇年_一之後、今申_二此由_一。似_レ無_二証拠_一。雖_レ出_二利田請文_一、又以不_レ弁_二其所_一当_二ス。

寛仁は検田や利田を行って田数を定めたと言っており、田数を定める方法として、検田と並んで利田が見える。利宗は、東大寺側は初任検注を受けなかったが、利田請文(寺家請文)を出したので、国衙では請文にしたがって田数を定め、官物の納入を命じたが、寺側は請文を出したにもかかわらず官物を納入しない、と訴えている。国守信経の初任検注では実際に土地調査を行うのではなく、国が利田を行い、東大寺側が利田請文を提出することで、加納公田(出作公田)の田数が定められたことがわかる。

この利田請文(寺家請文)は残されていないが、その差出所は東大寺ではなく、「東大寺庄」つまり東大寺領黒田荘であり、それは黒田荘の荘官の手で作成されたと推測するのが妥当であろう。利田請文は荘園が加納(出作)公田の田数を記して国衙に提出した請文であり、荘園が加納公田の官物納入を国衙に約したことを意味するものと考えられる。

次に因幡国の事例を検討する。平時範は因幡守に補任され、康和元(一〇九九)年春、任国に下った。以下の『時範記』の記事は国司初任時の利田を表したものである。^②

u (三月二日) 諸郡司等出三一把半利田請文^①。

(三月三日) 未刻詣宇倍宮。奉幣、令_レ読_レ告文。件文載_レ利田起請之趣。

着任した時範に対し、三月二日に諸郡司等が一把半利田請文を出している。翌三日に時範は宇倍宮(因幡国一宮)に詣でて奉幣し、利田起請の趣を載せた告文を読ませている。利田請文を出すのが郡司等であり、一宮で利田起請を行っているのが国守である点に注意したい。郡司等の利田請文に応じるところで国守時範が「一把半利田」―田地の一割五分の控除―を行うことを一宮で神に誓ったと解釈できるだろう。

『時範記』には検注を行ったことや荘園の提出する利田請文は見えないが、伊賀国の事例を参考にするならば、利田請文の提出は初任検注を背景とするものであり、加納公田を持った荘園からも利田請文が提出されたと推測できる。

利田は、郡司・荘園が利田請文を出し、国司が起請するという、一連の手続きとして理解することができる。国司は、

田数の何割かを控除するという恩恵的な勸農政策を施すことで、残る田数分の官物収取を確保する。一方、郡司・荘園は、利田請文を提出することで、減額された官物納入の責務を引き受けるのである。この手続きは国司と郡司・荘園との合意形成の儀礼であると思倣すことができる。

実検（実際の土地調査）も行われたが、利田が行われていることは重要である。利田は収取制度をめぐる国司と郡司・荘園との関係がしだいに成熟しつつあることを物語っている。国司が強力に検田し収納する時代は過ぎ去り、国司と郡司・荘園が一定の折り合いをつけながら収取が実現される時代へと変化しつつある。それにともなつて郡司・荘園は国衙行政の上での位置付けを徐々に変えて行くのだ。

国領・荘園を確定するために検注が行われ、公田官物の納入を図るために郡司・荘園から利田請文が提出される。郡司は一方で在庁官人であり、国領は在庁官人の給与に所領形態として別名に編成されている。荘園は国衙行政の上で明確な位置を与えられている。検注と利田とは通底する。このような収取制度における変化が他の多くの要因と関わりながら、荘園公領制と言われている中世の統治・徴税の仕組が形成されるのであろう。

- ① 坂本「日本王朝国家体制論」、三三六頁。
- ② 稲垣「東大寺領小東庄の構成」、『日本中世社会史論』、発表一九六七年、八六頁。五味文彦「院政期の東大寺文書」、『院政期社会の研究』、発表一九八一年、二二八頁。
- ③ 東大寺領大和国広瀬北郷小東庄の坪付が、広瀬郡内を限って、一人の検注使によって馬上帳と勘合されている（註の参照）。また国領取帳・公田注文も見える（註⑥参照）。
- ④ 三月二八日義家書状（『平』二五二七）。四月一日には西羽鳥庄の本免・新免の坪付が作成されている（『平』二五二八）。
- ⑤ 五月一七日義家書状（『平』二五二九）。
- ⑥ 天養元年六月日東大寺解主代（『平』二五三〇）。「注入」や「注被」
 という表現は、検注使が馬上帳に他領・国領等と書き付けたことを表したものとと思われる。
- ⑦ 天養元年六月日東大寺領大和国小東庄坪付案については、藤本孝一「東洋文庫所蔵『原無題』文書について（補遺）」、『古代文化』三〇—二二、一九七八年、及び『平』二五三一。五味氏はこの坪付の袖に「保元三年十二月十六日勘録之」と記されていることから、坪付の勘合は保元三年検注の時と解釈している（『院政期の東大寺文書』二四四頁）。しかしこの抽書は、天養元年に検注使が勘合した坪付を、保元三年に勘録したことを意味するものではなからうか。
- ⑧ 東大寺国書館所蔵（一一一九—）『平安遺文』未収。京都大学所蔵影写本による。稲垣『日本中世社会史論』九〇頁に部分的な釈文が

掲げられている。

⑨ 註⑧の解状には天養以前に小東荘本免一一町の外の加納田島が寺領とされていたとも記されており、平治の檢注に際しては國郡立券状が作成され、領主人の連判請文が作られたことも記されている。しかし、天養檢注が東大寺の莊園支配の画期となったことは明らかである。平治元年閏五月日東大寺公文所下文土代(『平』二九八五)には「去天養年中、國使檢注之刻、任免(庄領)田數、可令_レ弁_レ濟所當_二之由、書_レ進請文了」とある。

⑩ 興福寺は檢注に反対し九月にまで及んでいる。忠通は興福寺を説得するに当って、檢注しなければ僧領・他領を分別することができないと言っている(『台記』天養元年九月二五日条。小東荘の事例によるならば、領主権の確定(莊園領主のレベルでの所領確定)であったと考えられる。なお天養檢注は六月以前に始まっており、見作とその損得を把握する檢田の実施時期とは異なっている。

⑪ 延久二年七月二四日官宣旨案(『平』一〇四八)。網野善彦「莊園公領制の形成と構造」(『日本中世土地制度史の研究』、塙書房、一九九一年。發表一九七三年)。

⑫ 曾我良成「國司申請莊園整理令の存在」(『史学研究』一四六、一九七九年)。

⑬ 黒田荘の事例等を参照(『平』七〇一)。

⑭ 今正秀「院政期國家論の再構築にむけて」(『史学研究』一九二、一九九一年)は一一・一二世紀の莊園整理令を一括して扱っているが、その間の内容の変化を考えるべきである。

⑮ 一二世紀においても檢田という言葉は用いられる。また、一世紀の檢田のような土地調査が全く行われなくなったわけでもない。檢注は檢田よりも一般的な言葉であり、檢田・檢注という言葉の相違を即座に土地調査の性格の違いに結びつけることは危険である。しかし特

に國司初任の場合、檢田と称されていても、土地調査の内実は檢注へと変化していると思われる。

⑯ 久安五(一一四九)年六月二三日寛仁・中原利宗重問注記案(『平』二六六六)所引の永久元(一一二二)年八月一日伊賀國司序宣には「遣_レ使任_二見作_一可_レ檢注田島」と見える。

⑰ 檢田から檢注への変化とともに、國司初任の檢注が初任檢注(國檢)と位置付けられ、それに対応して内檢が成立すると考えられる。この変化は一つには不入権の展開などによって檢田の遂行が困難になることを背景にしていると思う。木村茂光「不入権の成立について」(『東京學芸大學紀要』第三部門社会科学第三集、一九八〇年)。

⑱ 天養二年五月二七日永善・時高問注記(『平』二五五六)。ここには公田注文の他に國領取帳も見える。公田注文は國領取帳(馬上帳)から公田を抜き出して作成されたのではなからうか。

⑲ 勝山清次氏より利田が損免の一種であると考えられるとのご教示を得、このように考えた。利田については網野「莊園公領制の形成と構造」、小田雄三「古代・中世の出挙」(『日本の社会史』四、岩波書店、一九八六年)が出挙と結びつけて解釈しているが、それでは利田の史料を全て整合的に解釈できない。富沢「檢注と田文」三三七頁も参照。利田は『為房記』寛治五(一一九一)年九月四日条を初見として、安元二(一一七六)年正月日源兼光解(『平』補三七九)など、加賀・因幡・飛騨・土佐・伊予・周防等の諸國に見える。

⑳ 『國司補任』を参考にした。

㉑ 久安五年五月六日中原利宗・覚仁問注記案(『平』二六六七)。

㉒ 早川庄八氏の史料紹介「時範記」(『書陵部紀要』一四、一九六二年)による。また水谷類「國司神拝の歴史的意義」(『日本歴史』四二七、一九八三年)を参照。

㉓ 時範が一宮に詣でた際の告文であるので、時範の起請と考えられる。

なお利田請文は國司の下知に応じたものであるとも考えられるが、こ

の点については更に検討したい。

終章 検田から勸農へ

三つの章に亘って検田帳を検討し、続く二つの章ではその成立と変質を概観した。全てを論じつくしたわけではないが、平安時代の国の検田は従来よりも明瞭になったと思う。

戸田芳実氏は公田請作を論じることで収取面における国衙の行政能力を高く評価した。公田請作論には従えないが、別の意味でその評価を継承することは可能である。

国の検田では馬上帳を作成するに際して作人が把握される。これは現状追認的な作業であるが、検田の時点における耕作・納税の責任者を把握することである。国司（受領）は流動的な耕作状況をそのままに把握する、極めて現実的な収取制度を構築したのではなからうか。これは一〇世紀までの編戸に基づく収取制度とは大きく異なっている。負名は、そのような流動的な状況を現地で把握するために、収取機構の最末端を担ったものと考えられる^③。

国が作人を把握することの意味は大きい。一一世紀における作手の成立や古作をめぐる諸問題^④は、一〇世紀後半の検田の強化の中で現実の耕作者が馬上帳に登録されていくことを背景として考えることが必要ではなからうか。農民の耕作権が強固に根付いて行くことも、収取制度の変化とは無関係ではないと思う。在地の諸階層の成長に対して、国衙機構は方法を変えながら、支配を深化させて行くのである。

しかし、検田収納という強力な収取制度を支えた検田は、一一世紀末から変化し始める。初任検注には領主権の調査という目的が加わる。公田数の確定には実検と並んで利田が取り入れられ、国司は官物収取のために郡司（在庁官人）・荘園との了解を取り付けることが必要となる。この後も、検田収納・検注収納という表現は史料上に散見する。しかし、このような関係の変化とともに、検田は、収納を実現するための前提としての位置付けを失う。そして検田に替って収納の前

提としての位置を与えられるようになるものは、勸農であると思われる。荘園の事例であるが、一二世紀中頃には「勸農収納」という表現が見えるようになり、^⑤ 収納の前提として勸農が表面に現れて来る。勸農に基づく収納は、中世の色彩を濃く帯びているのである。

① 戸田「國衙領の名と在家に於いて」。

② 天喜年間の黒田荘における公田請作については村井「名成立の歴史的前提」、泉谷「負名と在家」(『律令制度崩壊過程の研究』、鳴鳳社、

一九七二年。発表一九六六年)が批判するように、出作を巡る対立の中での特殊例である。また戸田氏が公田請作として論じた利田請文は、検田の変質の中で生み出された制度である。

③ このような負名の理解と坂上康俊「負名体制の成立」(『史学雑誌』

九四―二、一九八五年)との異同は改めて論じたい。

④ 勝山「中世的支配体制の形成と諸階層」。

⑤ 永曆二(一一六)年四月日東大寺三論宗解士代(『平』三二五二)、治承三(一一七九)年一月日東大寺三論宗解士代(『平』三八九一)。なお利田は勸農の一環として位置付けることができると思われるが、更に検討したい。

Yi-yi 義役 : A Form of Social Organization
in the Southern Song

by

ITO Masahiko

It has been conventionally considered that *yi-yi* in the Southern Song dynasty was either a form of rural self-government for the peasants or an instrument for the ruling structure of the landlords. However such views have not been able to explain the dynamics of the *yi-yi* system consistently. Through a general analysis of the formation and dissolution of *yi-yi* and an examination of one specific case in Huang-yan *xian* in Tai *zhou*, this article tries to clarify the peculiarities of the *yi-yi* as a form of social organization.

Crucial for the founding of *yi-yi* were initiatives taken by local intellectuals who were not in office or participation by prefectural and county officials. After their founding, *yi-yi* were managed and maintained through the voluntary activity of devoted intellectuals. Thus *yi-yi* were not autonomous organizations of peasants but rather were highly depended on influential individuals for their organization and operation. Furthermore their weakness derived from this means of organization, and in order to overcome this weakness external management had to be introduced in some locales through the intervention of prefectural and county officials. However, these reforms of the *yi-yi* did not always succeed.

Cadastral Surveys 検田 in the Provinces
during the Heian Period

by

SATO Yasuhiro

In my investigation of *kenden*, i.e. cadastral surveys carried out by provincial governors in the Heian period, I have examined three kinds of re-

records, with an emphasis on 11th century. The *bajocho* 馬上帳 were registers drawn up in each district by *kendenshi* 検田使 who took records out in the field. For each *tsubo* 坪 of the *jorisei* 条里制 land measurement system, they recorded the condition of cultivation and of the harvest, the name of the cultivator, and the liability or exemption of the land for tax purposes. The *kenden mokuroku* 検田目録, which were records of the total area of paddy fields, were then written up on the basis of these. In the process of making these two kinds of records, the tax exemption licenses of the lords of the manors were scrutinized. These were supposed to be made each year, but in reality they were only made in the first year that a new governor was appointed. On the other hand, the *fuden kendencho* 負田検田帳 were records on which the total area of cultivated paddy fields were recorded by tax unit (*fuden* 負田 or *myo* 名). They were drawn up each year and inspected at the *kendensho* 検田所. These last records were not only used to count up by each *fuden* the number of fields to be taxed, but also to settle the payments of the *fuden* taxes. Thus I have argued in this paper that the cadastral surveys of the 11th century were formed in the latter half of the 10th century on the basis of the crop surveys of the *ritsuryo* system, and that they changed into *kenchu* 検注 that were carried out by provincial governors in the first year of their appointment.

The Hong Merchants and the Canton Customs House

—with special reference to the security merchant system—

by

OKAMOTO Takashi

Since H. B. Morse's authoritative studies, the licensed guild monopoly known as the 'Co-hong' has been regarded as the most important component of the Canton System which regulated China's European trade until the Treaty of Nanking in 1842. To be sure, this viewpoint is not false *per se*, yet it undoubtedly overlooks various other aspects of the hong merchants. Dealing with the hong merchants' relations with the customs house authorities at Canton and with foreign merchants, this paper reveals how the system for levying duties on the Western trade at Canton commenced, developed and finally broke down.